

## 長野県スキー場パトロール講習検定規定

- 第1条 長野県スキー場安全対策協議会第2条（1）により実施するパトロール講習検定会はこの規定により行う。
- 第2条 講習検定会は本協議会の主催で行う。
- 第3条 講習検定会の実施要領は毎年理事会の議を経て公示する。
- 第4条 講習検定は本協議会長から委嘱された検定員がこれに当たる。
- 第5条 講習検定はA単位及びB単位とし、検定基準に定められたA単位より取得するものとする。但しA単位を取得してから3年以内にB単位を取得しなければA単位は無効とする。
- 第6条 検定は講習終了後、スキーパトロールに必要な理論及び実技について実施し、検定基準は別に定める。
- 第7条 受験者は次の各項に該当しなければならない。
- （1） 受験する年の1月1日現在で19歳以上の者。
  - （2） スキー技術は基礎スキー1級もしくは同等の技術を有する者。
  - （3） 受験者は長野県索道事業者協会々員及び長野県スキー連盟加盟団体の推薦を受けた者。
  - （4） 日赤救急員適認証を有するも者はA単位の検定を免除する。
  - （5） 受験者は検定会と会期を同一にする講習会修了者に限る。
- 第8条 講習検定を受けようとする者は本協議会の定める受験願書に必要書類及び受験料を添えて申請する。
- （1） 受験料は返戻を認めない。
  - （2） 受験料及び必要書類は毎年度の実施要領による。
- 第9条 検定合格者は公認料、年次登録料の納付により公認とする。
- （1） 公認料、1,000円、年次登録料、1,000円とする。
- 第10条 公認者は3年に一度本協議会主催の研修会に出席しなければならない。3年連続して欠席した場合は公認資格は喪失するものとする。
- 第11条 全日本スキー連盟公認パトロール取得者のうち、本協議会が主催する研修会を修了した者を本協議会の公認とする。
- （2） 長野県スキー連盟公認パトロール及び新潟地方索道協会認定パトロールについては不足科目を受講検定し合格者を公認とする。
- 第12条 この規程は昭和56年9月29日より実施する。

改正 昭和62年 9月11日

平成 3年10月 1日